

生食輸発0223第1号
平成29年2月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産おくらのフルアジホップブチル)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年2月21日付け生食輸発0221第1号)により通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、フルアジホップブチルについて食品中の残留基準値が設定されました。また、フルアジホップは今後フルアジホップブチルとして記載するとされたことから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

1. 別表1のフィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
おくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	テブフェノジド フルアジホップ メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準値(0.01ppm)を超えるフルアジホップ及び基準値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	テブフェノジド フルアジホップ <u>ブチル</u> メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるテブフェノジド、基準値（0.01ppm）を超えるフルアジホップ <u>ブチル</u> 及び基準値（0.5ppm）を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。

に改め、別添1の2を別紙1、別表32を別紙2のとおりとする。